

【 一般事業主行動計画 】

2005 年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

次世代育成支援対策推進法は、次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ、育つことを願い、仕事と子育ての両立を支援し、社員が働きやすい環境づくり、そして、個々の能力を十分に発揮できることを目的とした法律です。

この法律に基づき、当社も労働者が仕事と子育てを両立できるよう「一般事業主行動計画」(※)を策定しました。

※ 一般事業主行動計画とは…？

平成 17 年 4 月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子育てしやすい職場環境づくりを目指し、企業が策定する計画です。101人以上の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、行動計画を公表し、労働者への周知が義務付けられています。

計画期間

令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 11 年 3 月 31 日

計画内容

(目標1)

「産後パパ育休」や「パパ・ママ育休プラス」の制度や専業主婦の夫でも育児休業を取得できることについての全労働者に対する周知など、男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

- 社内掲示板に制度の内容、申請方法について情報提供する
令和 8 年 4 月 ~ 制度の利用状況、現状把握
令和 8 年 9 月 ~ 社内の掲示板に制度内容記載
令和 9 年 4 月 ~ 利用方法の案内(社内掲示板・チャットワーク)

(目標 2)

若年者向けインターンシップによる就業体験の受入れを実施し、地域の貢献活動につなげる

- 若年者の就業意欲促進のために、インターンシップ受入れを促進する。
令和 8 年 4 月 ~ 就活サイトに掲載
5 月 ~ 受け入れを行う店舗、社内への説明及び体制作り
6 月 ~ インターンシップ受け入れ開始
6月以降毎月開催予定